

平成27年第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年8月21日(金)午後1:30~午後2:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
"	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
"	6	坂根 重友
"	7	小澤 守昭
"	8	谷地村久人
"	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第17号 新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

日程第5 議案第18号 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の概要

(平成 27 年第 9 回 8 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、6 番 坂根 重友 君 をお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 9 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、1 番 畠山 賢悦 君 並びに 9 番 工藤 昭治 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に、日程第 3、議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 27 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開きください。</p> <p>日程第 3 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により別紙農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借が 2 件、使用貸借が 1 件、合計三件であります。</p>

	<p>P3、受付番号27号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P4、農地法3条1項の調査書、P5、許可申請書の写し、P6、申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、前借り受け人が廃農したため、新しい借り受け人と賃貸借契約を行うため申請したものです。また経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第27号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号27号の現地調査の結果を担当の4番、長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第16号 受付番号27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号27号の申請地の地目は田であります。現在は採草地として利用されております。借り受け後も同様に採草地として利用する予定であります。</p> <p>譲渡人は以前の譲受人が離農したため、新たな譲受人と賃貸借の設定を行うものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員</p>

	<p>会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号28号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号28号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P8, 農地法3条1項の調査書、P9, 許可申請書の写し、P10, 申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、借り受け人が青年就農給付金の受給資格取得のため申請したものです。また経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第28号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号28号の現地調査の結果を担当の8番、谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村委員	<p>議案第16号 受付番号28号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号28号の申請地は畑であり、現在も畑で耕作されています。</p> <p>借り受け後は、「にんにく」の作付を予定しています。</p> <p>譲渡人は隣地に農地があり利用効率の面から見て申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>異議なし</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号29号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>11 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号29号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P12, 農地法3条1項の調査書、P13, 許可申請書の写し、P14-16に申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況等の調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上で受付番号第29号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第16号の受付番号27号から29号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に日程第4、議案第17号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>17 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第14号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、新郷村長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。</p> <p>申請地は、新郷村大字西越字浮口24番15であります。</p> <p>変更内容は、農用地区域からの除外で、除外面積は7,555㎡、除外理由はP21の農業振興地域整備計画の変更申出書(4)の当該土地を選定した理由の記載のとおりです。目的は農地法4条の申請許可後スギを植林する予定です。</p> <p>P18新郷村長からの意見書、P19～P33変更内容、申請位置図、変更申出書、計画の概要書、登記事項証明書の写し、公図の写し、隣地現況図、土地利用計画図、位置図、案内図、現況写真、見積書を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5、議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号2号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>34 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について</p>

	<p>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>平成27年7月28日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。整理番号27の2号で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、P35 議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権及び賃貸借の設定であります。P36は、新郷村長からの協議文書、P38からP41までに利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第18号の申請地、整理番号27の2の地目は畑であります。借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、 質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第18号の、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり決定しました。</p>

議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成27年 第9回新郷村農業委員会総会を 閉会いたします。
-----	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署名者

署名者